

令和6年2月20日(火)

香川県健康福祉部子ども政策推進局
子ども政策課 石井(内線3201)
ダイヤルイン 087-832-3282
(1、2、4の事項に関する事)

高松市市民政策局
市民課 釜野・楠原
ダイヤルイン 087-839-2282
(3、5の事項に関する事)

「香川県子どもの生活状況調査」に係る対象者の抽出誤りについて

1 事案の概要

現在、こども基本法に基づくこども計画の策定に向けて、県内の子どもの生活状況などについて調査を行うため、県と県内市町が共同で「香川県子どもの生活状況調査」を実施しています。

市町ごとに住民基本台帳をもとに調査対象者の抽出を行い、県委託業者から一括して2月6日(火)に調査票を送付したところ、高松市において対象者の抽出誤りがあり、転出など住民登録がない方(高松市分2,878件中、705件)にも調査票を送付したことが判明しました。

2 経緯

県子ども政策課に、調査票を受け取った高松市在住の方から、「調査対象の子どもはここには住んでいない」などの連絡が複数件あったため、高松市が調査したところ、抽出誤りが判明しました。

3 抽出誤りの原因

高松市市民課において、住民基本台帳の情報をもとに調査対象者の無作為抽出を行う際に、誤って、転出した方などの情報が含まれたデータから抽出を行ってしまったことによるもの。

4 対応

転出などにより調査対象外であった方には、調査票が返戻となった方を除き、お詫びの文書を送付しました。

調査のサンプル数を確保するため、高松市においては再度調査対象者の抽出を行い、705名の方に追加で調査票を発送することとします。

5 再発防止策

高松市市民課において、今後、住民基本台帳から指定のある対象者の抽出を行う際は、必ず複数名で、使用するデータを確認するなど、徹底したチェック体制を確立し、再発防止に努めてまいります。